

帯広地区吹奏楽連盟 規約

第一章 総則

- 第一条 本連盟は、「帯広地区吹奏楽連盟」と称し、事務局を事務局長所在地におく
- 第二条 本連盟は、帯広・十勝地区における吹奏楽団体の連絡を密にし、その技術向上と吹奏楽の普及を図り、もって道民文化の進展・情操の陶冶に寄与することを目的とする。
- 第三条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 北海道吹奏楽団体の事業支援に関すること
 - 2 吹奏楽団体の連絡に関すること
 - 3 吹奏楽の演奏会・演奏行進・コンクールに関すること
 - 4 吹奏楽の講習会・研究会に関すること
 - 5 吹奏楽譜の編集及び配布に関すること
 - 6 その他、必要と認めること

第二章 組織

- 第四条 本連盟は、帯広・十勝地区における吹奏楽団体及び吹奏楽関係者をもって組織する。

第三章 機関

- 第五条 本連盟には、「中学校部会」・「高等学校部会」・「小学校部会」・「大学・職場・一般部会」の四部会を置く。

第四章 会議

- 第六条 本連盟の業務遂行及び運営の円滑を図るため、総会・常任理事会を置く。
- 第七条 総会は当連盟加盟団体代表者及び吹奏楽関係者をもって構成し、理事長が招集する。総会の議長は互選する。
- 第八条 総会の議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が、決定する。
- 第九条 総会に付議する事項は次のとおりである。
- 1 規約の変更に関すること。
 - 2 連盟の加入または脱退に関すること。
 - 3 役員を選任に関すること。
 - 4 予算及び決算に関すること。
 - 5 事業計画及び実施に関すること。
 - 6 その他必要なこと。
- 第十条 常任理事会は、理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・会計・常任理事をもって構成し、本連盟の業務遂行を図る。常任理事会は必要に応じて理事長が招集する。理事会は、事業遂行にあたり必要に応じて理事長が招集する。

第五章 役員・監査

第十一条 本連盟に次の役員を置く。

- 1 理事長 1名
- 2 副理事長 2名
- 3 事務局長 1名
- 4 事務局次長 1名
- 5 会計 1名
- 6 常任理事 13名

(理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、会計を含む)

- 7 理事 6名～10名

第十二条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 理事長は、本連盟を代表し、事業を統轄する
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在のときは、業務を代行する。
- 3 事務局長は、本連盟の事務を処理し、事務局次長はこれを補佐する。
- 4 会計は、本連盟の会計業務を遂行する。
- 5 常任理事は、本連盟の運営事項の遂行にあたる。
- 6 理事は、事業の遂行にあたり、理事長が必要により招集する。

第十三条 本連盟に会計監査を置き、会計業務を監査する。監査の人数は、2名とする。

第六章 役員選出・監査選出

第十四条 本連盟の常任理事は、総会において決定する。理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・会計・理事及び監査については、総会後に書面をもって報告する。役員及び監査の任期は二年とし、再任は妨げない。途中、欠員が生じた場合、常任理事会により補選される。補選者の任期は前任者の残した期間とする。

第十五条 本連盟の役員及び監査は、原則として団体の代表者（学校関係は顧問責任者）及び有識者から選出する。

第十六条 役員を選出については、別紙役員選出規定に準じて行う。

第十七条 監査の選出については、別紙監査選出規定に準じて行う。

第七章 運営

第十八条 本連盟の運営は、総会の決定を受け、役員を中心に別項運営形式に基づいて計画・遂行される。

第十九条 本連盟の運営の円滑化を図るため事務局及び会計の補佐として若干名の事務局員を置くことができる。選出については事務局長が推薦し、常任理事会の承認を得ることとする。尚、常任理事・理事との兼務も可とする。

第八章 会長・相談役

第二十条 本連盟には、会長・相談役をおくことができる。

- 第二十一条 1 会長は、本連盟の理事長職にあった者より、常任理事会の決議によって決定し、理事長が委嘱する。
- 2 相談役は、常任理事会の決議によって決定し、理事長が委嘱する。

- 第二十二条 1 会長は、本連盟の運営について監守し、理事長及び第六条に規定する本連盟の会議の諮問に応じて助言を行う。
- 2 相談役は、本連盟の運営について、理事長の諮問に応じて助言を行う。

第二十三条 会長・相談役の任期は終身とする。ただし、本人の意向により、退任する場合はこの限りではない。

第九章 賛助会員

第二十四条 本連盟には、賛助会員をおくことができる。

第十章 会計

第二十五条 本連盟は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもって、これに充てる。会費の額は、総会で決定する。

第二十六条 本連盟の旅費に関する会計業務は、別紙に示す「旅費に関する規定」に基づいて執行する。

第二十七条 本連盟の業務手当等に関する会計業務は、別紙に示す「業務手当等に関する規定」に基づいて執行する。

第二十八条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第十一章 備品

第二十九条 本連盟には、固有の備品を置くことができる。管理は事務局が行う。

第十二章 付 則

第三十条 本規約は、平成6年4月30日より施行する。

平成13年4月21日一部改正

平成15年4月27日一部改正

平成16年4月25日一部改正

平成17年5月 8日一部改正

平成19年4月30日一部改正

平成21年4月26日一部改正

平成22年4月25日一部改正

平成23年4月24日一部改正

平成28年4月24日一部改正

平成31年4月21日一部改正

第三十一条 本規約に必要な細則は別に定める。